

いつまでも 河川を大切に



市民のみならず、四月は河川の美化月間です。建設省ではこの月間を通して、河川の美化運動を積極的に推進しています。

清らかな川の流れや緑の堤防はみんなの憩いの場として我々にうるおいを与えてくれる貴重な財産です。この貴重な財産をみなさんとともに守り育てていくために……川にチリやゴミなどを捨てないようになさってください。

「郷土の美しい川」をいつまでも大切にしていきたいと思います。みなさんのご協力をお願いします。

建設省高知工事事務所
物部川出張所

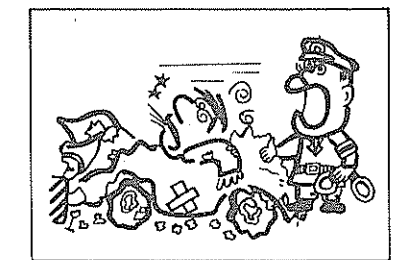
春の全国交通安全運動

4月6日(木)～4月15日(土)

最近、飲酒や暴走による交通事故が頻りに増加しています。他人の幸福を破壊する危険の上ない悪質運転者を、みんなで追放しましょう。

南国警察署では、運転者はもちろん、酒を飲ました者や同乗者も徹底追求する方針で、強力な取締り体制を組みました。

道路はみんなのもので、自動車も自転車も歩く人も、一人ひとりが交通のルールを守って安心して通行できる、明るく南国市づくりにみなさんのご協力をお願いします。



- ### 運動の重点
- こどもと老人、自転車利用者を交通事故から守ろう
 - 飲酒、暴走運転をやめよう
 - 夜間の交通事故をなくしましょう
 - シートベルトを着用しよう

南国市交通安全市民会議
南国地区飲酒運転追放協議会
交通安全協会南国支部
南国地区安全運転管理者協議会
南国市役所
南国警察署

お知らせのページ

税金 確定申告が間違っていたときは

所得税の確定申告書を出した後に計算間違いなどのために申告内容が間違っていた人は、次のような方法で訂正することができます。

▽所得や税額の計算を間違えて申告をし、後になって納める税金が少なかったり、還付を受ける税金が多いことに気づいたときは、「修正申告」をしましょう。

▽税金を納め過ぎていたり、還付を受けたいときは「更正の請求」をすることができます。

なお、更正請求のできる期間は「五十二年分」五十四年三月十五日までとなっています。

また、確定申告をしなければならぬ人が、申告を忘れていたときは早めに申告しましょう。

南国税務署

年金 保険料月額 千七百三十円

国民年金の保険料が、今年の四月から月額千七百三十円（現在二千二百円）に引上げられます。では、この保険料はなぜ引上げられるのでしょうか。

(1) 実際の掛金が、必要な保険料より低く抑えられているため。

現在の年金額を将来も続けるとした場合、子供や孫に大きな負担をかけず、しかも健全な年金財政を維持していくためには、一カ月五千五百円の保険料が必要だといわれています。それが、現在は二千二百円と半分以下の掛金となっています。

(2) 積立金が少なくなりつつあるため。

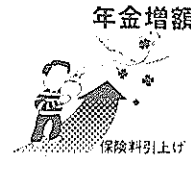
年金額は毎年引上げられてきましたが、その割には掛金の引上げが行われなかったため、保険料収入だけで年金の支払いがまかないきれず、積立金を使わなければならなくなっています。

(3) 年金を受け取る人が増加している。昭和五十一年度、全国で三百三十万人が年金を受けていました。昭和八十五年には一千三百七十万人と約四倍の増加となる予定です。これを加入者百人あたりで受給者の割合をみると、

51年度	11・6人
60年度	20・5人
85年度	24・8人

と、大幅な増加となります。このようなことから、給付に見合った保険料の引上げは今後もやむを得ないとされていますので、市民のみならずのご理解とご協力をお願いします。

【市民課年金係】



貸付 母子家庭小口資金

母子世帯の世帯主であって、自立更生や子供の教育などのため臨時の資金を必要とする人に対して行っている「小口貸付金」の貸付額が、四月一日から四万円以内（現行二万五千円以内）に引上げられました。

貸付期間は十二カ月以内（ただし会計年度をまたがることはできない）。利息は年三割です。

貸付についてのお問い合わせは福祉事務所社会係でおたずねください。

【福祉事務所社会係】

今日の部落差別問題

あきらかにする基本的な考え方

(一) 部落差別の本質

差別の本質は部落住民がいつの時代でも、その時代の主要な仕事につくことができないという点にあり、封建時代には当時の一番大切な農業に携わることが禁じられていました。その本質は今もかわっていません。今でも大企業や金融関係の職種には部落住民はほとんど就職できていません。

その反面不安定な人のきらう、危険な職種の臨時工や社外工その他不安定な仕事にしかつけない者が多く、逆に安定した職種への就職率はきわめて低いのです。

また、公務員になつていない人々も、ほとんどが現場職員で事務職員は少ないのです。その現実になるので、三年も四年も臨時で辛抱し、何回も採用試験を受けてようやく採用されるといったことがめずらしくありません。また失対人夫に登録された時など、これで安心して生活ができるという適格手帳を手にして一晩中ねむれないくらい喜んだという話もあります。

一般の人なら失業したのでしかたがない、よい職場が見つかるまでの腰かけの仕事をあきらめる失対人夫や現業職も、部落住民にとってはこの

同和教育シリーズ

部落解放への道標

えもなく喜ぶ安定した職場となつていきます。つまり現在でも部落差別の本質は昔とまったくかわっていないのです。

(二) 部落差別の社会的存在意義

部落差別の本質は封建時代にはその時代の農民から年貢をしばり取れるだけしぼるため「上みてくらすな下みてくらす」として土、農、工、商の身分制度をつくらせたのです。しかし部

落民を差別することがおもな目的ではなくそれを分裂支配の手段につかつたのです。

そのためにつくれた部落差別は今もなおそれなりに残す理由があります。部落民を差別して失業、半失業のままに放置し不安定な生活をさせ、一般労働者、農民、市民と対立抗争させて一般国民の生活を引き下げ、低生活、低賃金のささの役を果せられてきました。

今日でも、失対事業制度があるために、失対人夫以下の賃金では人をやとえないことになっていますが、もしこの制度がなくなれば、多くの失業者が町にあふれ、ますます賃金は安くなるのです。このことは日本における部落差別が、労働者の低賃金の支えになり、日本の国民全体の不幸につながるものなのです。

いわば解放運動こそ国民の解放につながるというわけがここにありとされています。

(三) 社会意識としての差別観

最近においても宿毛の青年池上君の結婚差別自殺事件、就職差別事件などにみられるように差別事件はあつたとをたちません。

このような日本の今の社会において差別者がつくりだした差別思想と差別観念はあらゆる人の頭のなかにまた意識のなかにいりこん